

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務委託
- (2) 履行場所 紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割1-1
岩手県立南昌みらい高等学校
- (3) 履行期間 令和8年4月7日～令和9年3月24日
- (4) 業務概要 生徒の部活動時のバス移動業務
(自動車の提供・運行、自動車の点検整備等)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおりとする。

なお、入札公告2(9)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を令和8年3月17日（火）午後4時までに15(4)の場所に提出しなければならない。
なお、入札参加者は提出した書類について学校長から説明をもとめられた場合は応じなければならない。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 資格確認資料
ア) 事業の停止、免許の取り消しに関する申告書（様式1）
イ) 道路運輸法の規定による営業許可書の写し
ウ) 商業登記簿謄本の写し（個人の場合は営業証明書の写し）
エ) 直前1年間における法人県民税及び法人事業税等の滞納がないことの証明書
オ) 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定証の写し
- (2) 入札参加資格の確認結果は令和8年3月19日（木）午後4時までにFAXで通知する。

4 資本関係等にある者の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、本入札に重複して入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

- (1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。）以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) 中小企業等協同組合（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

5 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

6 代理入札に関する事項

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）。なお、委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者の指名・印（頭書に「上記代理人」と記載）
- (3) 入札金額
- (4) 件名
- (5) 入札書のあて名は、「岩手県立南昌みらい高等学校長」とする。
- (6) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
- (7) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 24 日（火）午前 11 時 30 分
- (2) 岩手県立南昌みらい高等学校 第 2 会議室

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札金額（運行単価に運行パターン毎の運行予定回数を乗じて得た額の合計額）の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者（岩手県立南昌みらい高等学校出納員）に納付しなければならない。
ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金の納付場所及び納付期限は次のとおりとする。
 - ア 納付場所 岩手県立南昌みらい高等学校 事務室
 - イ 納付期限 令和 8 年 3 月 24 日 午前 11 時 30 分まで
- (3) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）終了後に当該入札参加資格者又は代理人からの請求により還付する。
なお、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領する際は、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。
- (4) 落札者が納付した入札保証金については、契約締結後に還付する。なお、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

10 入札への参加

3 (1) により提出された書類を審査した結果、参加資格を満たすと確認された者に限り入

札に参加できる。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付しない場合（納付を免除された者を除く。）又は金額が不足している場合
- (3) 入札書に所定の記名押印のない場合
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 無権代理人が入札した場合
- (9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（運行単価に運行パターン毎の運行予定回数を乗じて得た額の合計額により決定する。）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 再度入札に関する事項

最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。再度札において落札者がいない場合も同様とする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約は、運行パターンごとの単価契約とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額（運行単価に運行パターン毎の運行予定回数を乗じて得た額の合計額）の100分の110に相当する額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- (5) 契約条項は別添「契約書案」による。

15 その他

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関する費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (4) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先

岩手県立南昌みらい高等学校 事務室

住 所 028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割1-1

電話番号 019-697-8247 F A X 019-697-8693